

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年12月12日法律第164号				
不利益処分の種類	指定障害児入所施設等の指定取消し又は効力停止	根拠条項	第24条の17				
処分基準	(1) 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第24条の17 (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 （平成24年2月3日 厚生労働省令第16号） (3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について （平成24年3月30日 障発0330第13号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	目次NO